三池の殺人裁き

三池大災害責任者不起訴に抗議する

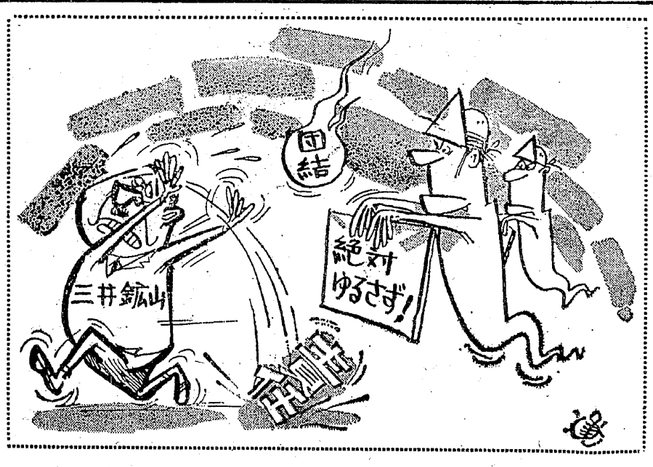

〝どこまでも追いかける!〟
中村かめお

会社の責任は免れない

爆発性炭じんが三川鉱坑道に放置され、これに火がついて四五八名の死亡者と跡ガスによる中毒患者八四〇名の犠牲者が出た。

「爆発性」と「放置され」という二点について現行刑法体系で会社の責任は追及できないか。さらに民事責任の追及はできないかの諸問題が発生してきます。

炭鉱内では可燃性ガスと爆発性炭じんについて「ガスは薄めなさい」「炭じんはこのように処理しなさい」と、詳細な規定があります。炭鉱労働者は過去何十年からの体験によって、炭鉱災害は法によるいかに詳細な明文があってもそのこと自体では自分たちの生命は守られないんだということを身をもって知らされてきています。真に自分たちの生命を守るには、やむことのない斗争によってのみ保安確保ができるという確信をもっています。

あまりにも明らかな三井の責任

—みんなが不正追及の立場にたとう—

弁護士　角銅立身

三川鉱の爆発について思い出すのは、九州大学の正田教授は昭和三九年秋、私たち一四〜五名の法学徒を前にして「私の結論では、どうみても三井鉱山の殺人罪は当然です。……起こるべくして起こった災害であり……法律の専門家の人たちはどう思いますか」という言葉です。また静岡大学の鵜倉教授も「会社の経営陣の殺人罪適用は当然」といわれて、刑法理論を展開されています。

炭じんはあつた

私も炭鉱の上級保安技術職員の有資格者として、約一〇年坑内勤務したことのある経験者として、現在福岡地検の不起訴論が流布されている論拠——会社側提出——に対し、次のように考えております。

大正三年、三菱方城で六六五名の犠牲者が出たとき、炭じん爆発はもう起きない、なぜなら散水と岩粉散布で絶対に「爆発性」はなくなるという科学的公知の事実が各炭鉱で認識されたという前提に立って、なぜ三川鉱坑道は爆発性炭じんがあるのに、特免区域という炭鉱の中で炭鉱でないと通産大臣が認めたのか、なぜ会社側は四塩化炭素による浮遊炭じんというような新語を創り出しているのか。風化砂岩という、たとえ存在しても岩粉には替えることの不可能な存在を強調するのかという点について、疑惑をもっています。

三川鉱坑道を金のかからないように、炭鉱でない炭鉱にするについて、爆発性炭じんの有無を通産省は調査したのか。爆発性炭じん——抑発分一%をこえるものという——保安規則の明文を出三井鉱山は四塩化炭素という光と温度によって比重の変わるようなおかしなものにすり変えています。岩粉は二八メッシュ（岩粉の大きさの単位）以下の大きさであり、かつその五〇%が二〇〇メッシュ以下の細粉でなければならないのに、風化砂岩はこれに代わることはできない。毎月五〇〜七〇トンも発生する炭じんの爆発性を押えうる風化砂岩の存在はあり得ない。おまけに散水は全然しておりません。

私たちはもう二度と炭じん爆発をおこさせないためにも、一人一人が松川事件の被告人のおかれた立場に立って不正の追及に全力をつくさなければ、保安は絶対に確保できません。

福岡地方検察庁は三九年一二月に福岡鉱山保安監督局から、四〇年六月には福岡県警から三川鉱炭じん爆発事故の刑事責任について、当時の安田所長ら一二名の刑事責任について書類送検をうけて以来捜査をつづけていたが、時効（四一年一二月九日）直前の八月になって、会社側弁護団から提出された上申書（「三川炭じんは爆発しない」「爆発したのは揚炭ベルト上の原炭、原炭じんで不可抗力」）を理由に「公判維持の自信がない」と不起訴処分に決定した。このことは四五八名の生命と八〇〇名にものぼる仲間の健康と生活を奪った三井の責任を国家の手で免罪しようとするものであり、われわれは絶対許すことはできない。

〝二人の息子にムダ死にはさせんですヨ〟

溝口生松さん（遺族）

— 福岡地検に抗議する遺族会 —

地検には七回も行った

私たちが三井鉱山を殺人罪で告訴して以来、少しも検察庁の調べがすすまないし、時効は目前にせまってくるのでもう七回も福岡の検察庁に抗議に行きました。

最初は吉田検事という人がたった四分しか会ってくれず「いそがしいから」と席をたってしまって二回目も二〇分くらい。

四回目になると、新聞社の報道班の人たちを全部外にしめだしてしまって、ただお義理で話をきくていど。

六回目は玄関に立入禁止の札を立てて、五人だけしか地検の中に入れてくれんでした。これが今年の五月ですヨ。

七回目は地検に検事がいないということで、会議中の所まで行って「せひ会ってくれ」といったのですが階段の所まで一寸顔をだしただけで「いまはなんともいえません」「私たちは三井鉱山から給料をもらっているわけではないので決して不公平なことはしない」というだけです。

新聞報道で「不起訴内定」などと聞くのですが検事はそんなことをいいながら時効まで引きのばそうとしているようです。

今後は遺族会員で行って座り込みでもしたいと思っています。

冷たくなった会社

検察庁の検事も移動が多く当時の人はいないし、三川鉱の首脳も全部かわってしまっている。最近の会社幹部は不起訴になる自信があるようで私たち遺族に対する態度はあまりにも横着ですヨ。大沢部長は「会社と遺族は関係ない」といったし、牛尾所長は「遺族には相すまないが会社は白だ」と公言している。

不起訴が決まればますます会社は遺族に打合わんようになるですヨ。

私は息子が二人も殺されましたが二人の子どもがムダ死にだけはならんように、私も六五才ですが三井の責任を追及したい。

私たちだけの問題ではない

松尾蕙虹さん（CO患者家族）

権力でふみにじる

検察庁の「三井鉱山不起訴」の動きが伝えられる今日、権力で労働者をふみにじろうとしている者への怒りで、この胸の中をうずまく気持を言葉に表わしようもありません。

三井鉱山へも抗議し、検察庁へも私たちの実態を訴えました。しかし、どこでも態度は全く同じでした。

夫や子どもたちを殺されたり、不具にされたその苦しみや悲しみの何分の一かでも、三井鉱山につぐなってほしいと思っていましたが、三井鉱山にないとされるなら、権力をもった者、強い者が罪を犯しても法で庇護されます。私たち弱い人間は、踏まれてもけられても、法律でどうすりゃるというのでしょうか。政治に対して強い不信感をもちます。

生命の問題だ

労働者が無権利状態にとどめられた昔のタコ部屋制度が今なお続いている気がしてなりません。もし公然と三井鉱山に責任がなければ、これからも労働者がしいたげられる状態がつづくだろうと思います。

このことは三池の労働者だけでなく、労働災害全般、ひいては労働者全体の生命にかかわることだと思うのです。

私たちが三井鉱山に責任をとるよう告訴したのは、労働者が守られる最低の線なのです。

三井の責任はどうなるか

署名をあつめたとき、一般市民の中から「貴方たちがこうしてまわらなくとも、三井鉱山は当然責任をとるべきだ」という声が出たとき、この声に対しても、不起訴にした場合、一般市民にも政治に対する不信感を深めることになると思う。

私たちは今まで、生活の苦しさや将来に対する不安などから、自分中心の斗いでした。もっと広い視野に立った斗いとしなければならなかったと反省します。

しかし、全国の労働者の中に私たちの斗いが広がっていることを思うと〝運動にあきらめは禁もつだ〟と身にしみてわかりました。あくまでも斗います。

投書!

かみしめる怒りとにくしみ

被災者　沖克太郎（入院中）

忘れようとしても、ぬぐい捨てようとしても、昭和三八年一一月九日（土）という日は私たちCO患者の脳裏を離れることはない。キノコ雲のように、暗雲が秋空に型どり、ただ頭をうなだれていたという会社幹部に夫を呼ぶ声、息子を呼ぶ声々がこだまし病院の窓から、体育館の周辺から、とうちゃん・とうちゃん・とうちゃんは返せ〟と泣いる。考える力を、労働する力を、生活を営む力を、私たちから奪い取った三井鉱山、「人命無視の生産第一主義」を旗印にしている三井資本家たちに「爆発の責任がないこと」という。

同室のAさん「三井資本家と国家権力者はぐるになって爆発の責任ばウヤムヤにすっとろう」、第二組合Bさん「そげん馬鹿なことつがあるか」「そんならおれたちばこげんか姿にしたのはだじんなら不起訴に」、「会社側責任者全員不起訴にする」等、国家権力までを使っての逃げ口上をならべている。いくら巧妙に世論をごまかそうとも、仇く仲間の目はCO患者の目はごまかせない。

側責任者全員不起訴にする」等、国家権力までを使っての逃げ口上をならべている。いくら巧妙に世論をごまかそうとも、仇く仲間の目はCO患者の目はごまかせない。

怒りで夜もねむれない

中村恒子さん（遺族）

坑内のことはよくわかりませんが火源がなんであろうと炭じんがたまっていたことは事実だし、これがなければとはおこっていません。これだけの死者と患者をだしながら会社に責任を問えないということは絶対にないはずです。

交通事故でも一人死ねば大変なのに、あれだけの白木の箱が体育館にならべられたのを私たちは知っ

あきれるばかりです。

二年八ケ月も調査、調査で長びかせておいて、月日がたてば忘れられるとでも思っているのでしょうか。時効まで引きのばそうとしているとしか思えません。

大体労働者をバカにするにもほどがあります。

四日の西日本新聞に「三井鉱山

私の書棚

つきぬ共感と感動

「石蕗の花がさきました」

三川支部　大阪間貞信

一気に二度感情をできるだけ押え、静かに読んでみようと努力した。繰り返して読み終えた。午前二時である。「わたしのきょうまで人生は、貧乏（搾取）と親は子どもと人間的に深くむすびあい、組合員は主婦会員と手をとり助けあい」と発展させ「たたかいの中で、権力と資本に対する敵がい心は、いっそうわたしを抵抗文学へとかきたててくれた」「真実はひとびとの心を酔わせる花よりも、花を咲かせる根の力にこそある」という構えのなかから「職場、家庭」から一瞬たりとも目を離さず、勇気づけられ、地底の闘を切り開いた詩文集をつづってみせる。

また、抵抗の中で強烈なエネルギーが生れるということ新鮮で豊富な材料を提供し、山積していることを教えています。

私がこの「石蕗の花が咲きました」を味わい理解するには限界があり、まだ未熟ですあらゆる角度から、くめどもつきぬ斗う労働者像に触れ合われんことを希みます。

この詩文集によって「これからどう生きるか」を改めて考えさせられ、心を洗う、新たな斗いの決意をうながす著書であり、もっとも大切に、くり返しくり返し読んでいきたい本です。

そしてこの礎石に立って、斗う仲間の真っ赤な血潮がほとばしりでてくるものを結集さすべきです。

「労大新書（二八〇円）
高原龍生著